

広域連携の在り方について（分科会 2 検討状況報告）

検討テーマ

テーマ	内 容
1 類似の町村間における連携	1 地域課題を共有する町村間における広域連携の具体的な取組事例をもとに、連携を行う上での課題、関係町村や県に求められる役割等について検討
2 県の技術的・専門的な支援について	2 技術的・専門的な支援に関し、県に求められる役割等について検討

検討内容

1 類似の町村間における連携について

第 1 回全体会議で只見町・会津地方振興局地域連携室より紹介のあった奥会津 5 町村の取組みを事例として意見交換、その後各町村の取組事例に基づき意見交換。

《概 要》

取 組 事 例	取組に至った（進んだ）理由	連携を進める（た）上での課題	県に期待する役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の共通課題解決に向けた研究会 ・ あぶくまロマンチック街道を活用した地域活性化 ・ 電算システム、パソコンソフト統一検討 ・ 町村長会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枠組み ・ 連携の取組みの土地があったこと（広域市町村圏、郡、連携実績等） ・ 各町村の担当者が各種事業を通じて顔見知りであったこと ・ 取組み ・ 地方振興局の後押し、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的に困難（遠距離、山で分断） ・ 団体間の状況が異なっており、合意にまで至らなかった（電算システムの統合等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強いリーダーシップ ・ 財政面での（立ち上げの際の）インセンティブ ・ 連携に取組む際の調整、きっかけづくり ・ これまでにも増して町村と一体となって課題解決に向け取り組んで欲しい

2 県の技術的・専門的な支援について

第1回全体会議で、参加者より意見のあった県からの技術的支援が必要な行政課題について、意見交換。

(町村からの要望)

項目

- ・人事交流の拡大
- ・税の滞納整理
- ・政策法務支援
- ・情報通信系の技術支援
- ・収集した情報の包括的提供

形態

- ・説明会等実施
- ・併任徴収
- ・職員の短期派遣

職員の短期派遣等、これまでにない切り口での意見が寄せられたことから、研究会議を構成する全市町村を対象に「県の技術的・専門的な支援」について照会を実施した。今後、要望等を取りまとめのうえ、関係課を交え対応について調整、検討していく。

3 開催状況

日時 平成21年11月19日(木) 13:00 ~ 15:05

場所 県庁本庁舎2階 第二特別委員会室

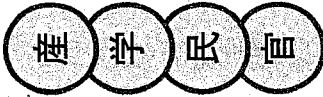
参加者 【町村】只見町、塙町、石川町、川内村

【県】地域連携室(県南・会津・南会津) 市町村行政課

地域のスクラム応援事業

人と地域が輝くふくしま

幅広い
連携



■ 小規模町村に対する
支援体制の整備

・ 小規模町村の自主的な広域連携の取組みを
支援するため、県職員が駐在・交付金を交付

対象： 行財政運営等が特に厳しいと認められる町村
が含まれる広域連携に係る協議会等

定住自立圏

3つの視点毎に具体的取組み
を展開
(視点)

- ★ 生活機能の強化
- ★ 結びつきやネットワークの強化
- ★ 圏域マネジメント能力の強化

様々な連携の仕組み

- ・ 協議会
- ・ 機関等の共同設置
- ・ 職員の相互併任

等

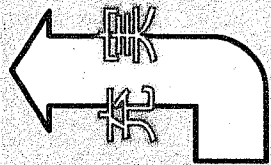
■ 人事交流の拡大

■ 財源コンシエルジュの充実

- 広域連携への取組を支援
 - ・ 市町村が広域連携の研究会等を共同で
設置する場合に交付金を交付

市町村行政支援プラン

- 人的支援
- 市町村の財源確保に向けた支援
- 権限移譲



〈いきいき ふくしま創造プラン〉

県の姿勢と役割

- 市町村の主体的取組みを支援
- 市町村が連携しやすくなるよう支援

(新) 地域のスクラム応援事業について

市町村行政課 (H22.2.10)

1 目的

人口減少・超高齢社会の本格的な到来の中で、市町村が地域のニーズに応じた行政サービスの提供や活力ある地域づくりを行えるよう、市町村の主体的な広域連携を支援する。

2 事業の概要

(1) 広域連携支援事業

市町村が広域連携の研究会等を共同で設置する場合に、交付金を交付する。

1) 対象

複数の行政分野にわたる広域連携に係る研究会等

2) 対象経費

広域連携に係る調査・検討・啓発等に要する経費

3) 交付期間

2 か年度を限度

4) 交付金の額

構成市町村数×10万円(単年度)

5) 22年度当初予算案計上額

600千円

(2) 小規模町村連携支援事業

行財政運営が特に厳しい小規模町村等が広域連携に係る協議会等を設置する場合に、職員を駐在させるとともに、その運営事務費等について、交付金を交付する。

1) 対象

複数の行政分野にわたる広域連携に係る協議会等

(複数の構成市町村から職員が派遣される場合に限る)

2) 対象経費

協議会等の運営事務費

3) 交付期間

3 か年度を限度

4) 交付金の額

定額

5) 22年度当初予算案計上額

1,300千円